

別表 1 (第 6 条関係)

1 補助事業	2 控除額	3 限度額	4 交付割合
1 新築の建築物に整備される政令第 14 条第 1 項第 1 号に規定する便所（当該建築物が全ての基準に適合する場合に限る。）	当該便所について基準に適合するようにするために必要な措置を全て行わないとした場合に、当該便所を整備するのに要する経費の額	1,200 千円	2 分の 1
2 新築の建築物に整備される移動等円滑化経路を構成するエレベーター（当該建築物が全ての基準に適合する場合に限る。）		3,000 千円	
3 既存の建築物に整備される政令第 14 条第 1 項第 1 号に規定する便所、及び道等又は車いす使用者用駐車施設から当該便所及び利用居室（当該便所と同一の階にあるものに限る。以下同じ。）まで（当該便所を、移動等円滑化経路を構成する出入口と併せて整備する場合にあっては、当該出入口から当該便所及び利用居室まで）の経路	<p>(1) 直接地上へ通ずる出入口の戸（自動的に開閉する構造のものを除く。）の整備に要する経費の額</p> <p>(2) 廊下等の整備（傾斜路の設置並びに誘導用床材及び注意喚起用床材の敷設を除く。）に要する経費の額</p> <p>(3) 階段の整備（手すりの設置並びに誘導用床材及び注意喚起用床材の敷設を除く。）に要する経費の額</p> <p>(4) 敷地内通路の整備（傾斜路の設置を除く。）に要する経費の額</p>	3,000 千円	
4 既存の建築物に整備される移動等円滑化経路を構成するエレベーター（当該建築物が全ての基準に適合する場合に限る。）		20,000 千円	
5 既存の建築物に整備される移動等円滑化経路を構成する出入口、及び道等又は車いす使用者用駐車施設から当該出入口までの経路	<p>(1) 直接地上へ通ずる出入口の整備（自動的に開閉する構造の戸及び条例第 19 条第 2 項第 1 号イに規定する設備の設置を除く。）に要する経費の額</p> <p>(2) 3 の項の (3) から (4) までに掲げる額</p>	3,000 千円	

6 建築物の移動等円滑化経路内に設置されるもの	当該移動等円滑化経路の整備(条例第19条第2項第1号イに規定する設備及び点字表示板の設置を除く。)に要する経費の額	3,000 千円	
7 建築物に整備される政令第 14 条第 1 項第 2 号に規定する水洗器具		1,000 千円	
8 建築物に整備される政令第 17 条第 1 項に規定する車いす使用者用駐車施設、及び当該車いす使用者用駐車施設の屋根(当該車いす使用者用駐車施設から移動等円滑化経路を構成する出入口までの経路に設けるものを含む)		2,000 千円	
9 建築物に整備される電光表示板、フラッシュライト等(聴覚障がい者に緊急情報を伝達することができるものに限る。)		500 千円	

別表 2 (第 6 条関係)

1 補助対象施設	2 控除額	3 限度額	4 交付割合
1 新築の建築物に整備される政令第 14 条第 1 項第 1 号に規定する便所(当該建築物が全ての基準に適合する場合に限る。)	当該便所について基準に適合するようにするために必要な措置を全て行わないとした場合に、当該便所を整備するのに要する経費の額	1,200 千円	2 分の 1
2 新築の建築物に整備される移動等円滑化経路を構成するエレベーター(当該建築物が全ての基準に適合する場合に限る。)		3,000 千円	
3 既存の建築物に整備される政令第 14 条第 1 項第 1 号に規定する便所、及び床、壁、天井の仕上げ等(当該便所の整備に伴い発生する関連工事に限る。)、並びに道等又は車いす使用者用駐	(1) 直接地上へ通ずる出入口の戸(自動的に開閉する構造のものを除く。)の整備に要する経費の額 (2) 廊下等の整備(傾斜路の設置並びに誘導用床材及び	5,000 千円 ※ 1 3,000 千円	3 分の 2

車施設から当該便所及び利用居室（当該便所と同一の階にあるものに限る。以下同じ。）まで（当該便所を、移動等円滑化経路を構成する出入口と併せて整備する場合にあっては、当該出入口から当該便所及び利用居室までの）経路	注意喚起用床材の敷設を除く。）に要する経費の額 （3）階段の整備（手すりの設置並びに誘導用床材及び注意喚起用床材の敷設を除く。）に要する経費の額 （4）敷地内通路の整備（傾斜路の設置を除く。）に要する経費の額		
4 既存の建築物に整備される移動等円滑化経路を構成するエレベーター（当該建築物が全ての基準に適合する場合に限る。）		20,000 千円	2 分の 1
5 既存の建築物に整備される移動等円滑化経路を構成する出入口、及び道等又は車いす使用者用駐車施設から当該出入口までの経路	（1）別表 1 第 5 項第 2 欄（1）に掲げる額 （2）別表 1 第 3 項第 2 欄（2）及び（3）に掲げる額 （3）敷地内通路の整備（傾斜路の設置、誘導用床材及び注意喚起用床材の敷設並びに通路の舗装等改修を除く。）に要する経費の額	5,000 千円 ※1 3,000 千円	3 分の 2
6 既存の建築物に整備される便所（洋便器、自動水栓、手すり、ベビーチェア等）		第 6 項から第 10 項の合計で 5,550 千円 ※2	
7 既存の建築物及び当該建築物の敷地に整備される手すり			
8 既存の建築物の廊下拡幅改修に伴う床、壁、天井			
9 既存の建築物に整備される利用居室の出入口（開口幅の拡幅、引き戸化等）			
10 既存の建築物及び当該建築物の敷地に整備される誘導用床材及び注意喚起用床材			
11 既存のホテル・旅館に整備される政令第 15 条第 1 項に規定する客室、及び道等又は車いす使用者用駐車施設から当該客室まで	別表 1 第 3 項第 2 欄に掲げる額	5,000 千円	

(当該客室を、移動等円滑化経路を構成する出入口と併せて整備する場合にあっては、当該出入口から当該客室まで)の経路			
12 別表1及び別表2の第1欄に掲げる施設(本項を除く。)の整備に伴い必要となる工事、建築主等の提案によるバリアフリー化工事(床面積の合計200平方メートル以下の既存建築物に限る。)		500千円	
13 建築物の移動等円滑化経路を内に設置されるもの	当該移動等円滑化経路の整備(条例第19条第2項第1号イに規定する設備及び点字表示板の設置を除く。)に要する経費の額	3,000千円	2分の1
14 建築物に整備される政令第14条第1項第2号に規定する水栓器具		1,000千円	新築 2分の1
15 建築物に整備される政令第17条第1項に規定する車いす使用者用駐車施設、及び当該車いす使用者用駐車施設の屋根(当該車いす使用者用駐車施設から移動等円滑化経路を構成する出入口までの経路に設けるものを含む)		2,000千円	改修 3分の2
16 建築物に整備される電光表示板、フラッシュライト等(聴覚障がい者に緊急情報を伝達することができるものに限る。)		500千円	

※1 劇場、観覧場、映画館、演芸場、集会場、公会堂、百貨店、マーケットその他物品販売業を営む店舗、ホテル、旅館及び飲食店の用途に供する建築物に限る。

※2 個別の補助金額の上限は次のとおりとする。洋便器：1箇所当たり500千円、低リップ型小便器：1箇所当たり300千円、自動水栓：1箇所当たり200千円、便所手すり：1箇所当たり55千円、ベビーチェア：1箇所当たり100千円、ベビーベッド：1箇所当たり200千円、手すり：1m当たり15千円、廊下拡幅改修：1m当たり100千円、出入口：1箇所当たり1,600千円、誘導用床材及び注意喚起用床材：1㎡当たり25千円